

## 北はりま消防組合議会議長交際費支出基準

### (趣旨)

第1条 この訓令は、北はりま消防組合議会の円滑な運営及び透明性の確保に資するため、議長等が外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (責務)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び支出先について、社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、最小限度の金額となるよう努めるものとする。

### (種別)

第3条 交際費の種別は、次のとおりとする。

- (1)弔慰金 葬儀における香料、弔電、供花等
- (2)見舞金 病気、災害、事故等の見舞い
- (3)祝金 各種総会、大会、祝賀会等の祝金等
- (4)手土産代 各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産等
- (5)その他 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの

### (支出限度額)

第4条 交際費の支出限度額は、別表のとおりとする。

### (公表)

第5条 交際費の公表は、北はりま消防本部ホームページにおいて、毎月、当月分を翌月の末日までに掲載することにより行うものとする。

2 個人に関する情報等公開が適当でないと認められる事項の取扱いについては、北はりま消防組合情報公開条例（平成23年北はりま消防組合条例第6号）の例による。

### (その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出限度額
弔慰金	10,000 円
見舞金	10,000 円
祝金	10,000 円
手土産代	5,000 円
その他	社会通念上妥当と認められる金額